

岩手県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御山下	奥州市水沢区羽田町（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
御山下－1	〃	〃	〃
御山下－5	〃	〃	〃
御山下－6	〃	〃	〃
御山下－7	〃	〃	〃
芦ヶ沢	〃	〃	〃
芦ヶ沢－1	〃	〃	〃
芦ヶ沢－2	〃	〃	〃
芦ヶ沢－3	〃	〃	〃
芦ヶ沢－4	〃	〃	〃
芦ヶ沢－5	〃	〃	〃
芦ヶ沢－6	〃	〃	〃
和田	〃	〃	〃
和田－1	〃	〃	〃
八木沢	〃	〃	〃
八木沢－1	〃	〃	〃
八木沢－2	〃	〃	〃
洗田－2	〃	〃	〃
水無沢	〃	〃	〃
水無沢－1	〃	〃	〃
赤羽根	〃	〃	〃
籠	〃	〃	〃
籠－1	〃	〃	〃
籠－2	〃	〃	〃
門下	〃	〃	〃
門下－1	〃	〃	〃
門下－2	〃	〃	〃
西田	〃	〃	〃
向田	〃	〃	〃
向田－1	〃	〃	〃
鶉ノ木	奥州市水沢区黒石町（別紙図面のとおり。）	〃	〃
鶉ノ木新田	〃	〃	〃

鵜ノ木新田－1	〃	〃	〃
北鵜ノ木	〃	〃	〃
北鵜ノ木－1	〃	〃	〃
内堀	〃	〃	〃
内堀－1	〃	〃	〃
内堀－3	〃	〃	〃
内堀－4	〃	〃	〃
内堀－5	〃	〃	〃
内堀－7	〃	〃	〃
箕輪	〃	〃	〃
箕輪－1	〃	〃	〃
箕輪－2	〃	〃	〃
箕輪－3	〃	〃	〃
八木沢	奥州市水沢区羽田町（別紙図面のとおり。）	土石流	〃
内堀（1）	奥州市水沢区黒石町（別紙図面のとおり。）	〃	〃
内堀（2）	〃	〃	別紙図面のとおり。
内堀（3）	〃	〃	該当なし

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県土木整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部並びに奥州市役所に備えておいて縦覧に供する。